

海外から帰国・入国後 8 日目より前に HPSC を利用する場合等の取扱い
(令和 4 年 9 月)

1. 海外から帰国・入国後 8 日目より前に HPSC を利用する場合

海外帰国者の HPSC 施設の利用については、原則、帰国・入国後 8 日目以降から可能としているが、滞在していた国・地域等によっては、利用条件を遵守していただくことで早期に利用することができる。なお、政府の指定する国・地域と HPSC の指定する国・地域は異なる場合がある。

1 - 1. 利用の届出

帰国・入国後 8 日目より前に HPSC の利用を希望する場合は、事前に別紙 1 - 2 により HPSC 感染症対策窓口へ届出を行うこと。届出は、出国前に行う等、入館希望日の 1 週間前までを目安に提出すること。

※感染症対策窓口メールアドレス：hpsc-ict@jpnspport.go.jp

※HPSC の指定する国・地域：渡航先の人口の 10 万人当たりの新規感染者数（週平均）が日本国の人口 10 万人当たりの新規感染者数よりも多い国・地域としている

※届出の際に、滞在国が HPSC の指定する国・地域に該当しているかを感染症対策窓口からお伝えする

※帰国後 8 日目以降に HPSC を利用する場合は届出の必要はない

1 - 2. HPSC が指定していない国・地域等から帰国・入国する場合

政府の基準を満たした後、HPSC 施設を利用することができる。

【参考】https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html

1 - 3. HPSC が指定する国・地域から帰国・入国する場合

原則、帰国・入国後 8 日目以降から HPSC 施設を利用することができるが、政府の基準を満たした後に、1 - 4 に定める利用条件を遵守することで HPSC 施設を利用することができる。

【参考】https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html

1 - 4. 利用条件について

以下の利用条件を遵守することで HPSC 施設を早期に利用できる。ただし、競技の特性（個人競技や団体競技）や練習環境（屋内/屋外や広さ）等によって利用条件を変更することがある。なお、帰国・入国後 8 日目以降は、下記条件は無効となる。

【利用場所】

- ・原則、宿泊室と練習場のみの利用とすること
- ・食堂、大浴場等の共用スペースの利用は、不可

【宿泊・食事予約】

- ・「宿泊食事名簿」（様式④）をお送りいただく際、対象者及び対象期間をメール本文にて連絡すること。

（記載例）海外帰国者氏名：センター 太郎 対象期間：●月●日～△月△日

- ・ホテルへのチェックイン手続きは、海外帰国者でない NF 担当者が行うこと。
- ・食事は、弁当等での部屋食とすること。
- ・宿泊室は清掃業者による清掃は行わない。また、リネン類は宿泊室のドアノブにかけるので、各自で交換を行うこと。

【練習場】

- ・練習場は、海外帰国者のみで利用すること。海外帰国者以外も練習場を利用する場合は、時間帯をずらして利用すること。
- ・練習中も可能な限りマスクを着用すること。マスクの着用が難しい場合は、他者と十分な距離を確保してマスクを外すこと。

【その他】

- ・その他、感染対策を徹底するよう心がけること。
- ・体調不良者等が出た場合には、その時点で合宿を中止すること。

1 - 5. その他

- （1）帰国時に渡航先の感染状況が日本よりも悪化又は好転していた場合、HPSC 感染症対策窓口からその旨を連絡する（届出様式中に記載されている帰国日の 1 週間程度前に連絡する。連絡が無い場合は、届出時に HPSC 感染症対策窓口から回答したとおりに HPSC を利用して構わない。）。
- （2）JISS スポーツクリニック受診のみの利用、並びに TR スタッフ及び JOC エリートアカデミー生については、別途、相談すること。
- （3）本措置は HPSC の利用にあたっての取り扱いとなる。日本入国時、入国後等水際対策措置に関しては、厚生労働省等関係機関の規程等を遵守すること。

2. 海外から帰国後 7 日以内の者と濃厚接触がある場合

海外帰国者と同様の取り扱いとなる。帰国・入国後 8 日目から HPSC を利用することができるが、海外から帰国・入国後 7 日以内に HPSC を利用する場合は、1 - 2. 1 - 3. 1 - 4. 1 -

5. に則り利用すること。

3. HPSC が、政府の定めるルール以外のルールを設ける理由

- 政府の定める指定国が、その時点での感染状況を反映していないことがある。そのため、HPSC では届出があれば、その時点で滞在国・地域の感染状況を調べることとしている。
- 政府の定めるルールは、待機解除後もマスクをして他者との接触が少ない一般人の日常生活を対象に考えられている。しかし、HPSC を利用する多くのアスリートは、マスクを外して練習している。そのため、感染のリスクが高くなることから HPSC のルールを設けている。
- 政府の定めるルールは、ワクチン接種済の回数によって場合分けがなされている。しかし、ワクチン接種によって被接種者本人の症状軽減の効果は期待できるが、ワクチン被接種者が感染しないことを否定することはできず、他者へ感染させた事例も確認されている。そのため、HPSC ではクラスター発生予防の観点から、ワクチン接種による場合分けを行っていない。
- オミクロン株に置き換わってから、潜伏期間が以前より短くなったが、7 日前後で検査陽性を確認している例が複数認められている。そのため、帰国後 3 日目や 4 日目の検査で陰性でも安全とはならず、日本国内より新規感染者数が多い国からの帰国者には、HPSC の利用は原則として 7 日間の待機を求めている（帰国・入国後 8 日目以降から利用可）。